

第 9 編

諸 告 示 (県 報)



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

- 18 参議院議員通常選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和元年7月21日執行予定の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり告示する。

令和元年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 基準となる日 令和元年7月3日。ただし、年齢については令和元年7月21日
- 2 登録を行う日 令和元年7月3日



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

20 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求並びに議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求及び議会の議員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に必要な連署の数を次のとおり告示する。

令和元年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

1 地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数

16,438人

2 地方自治法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定による知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

202,733人

3 地方自治法第80条第1項の規定による議会の議員の解職の請求における連署について必要な所属選挙区
の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

和歌山市選挙区	104,128人
海南市・海草郡選挙区	17,475人
橋本市選挙区	17,963人
有田市選挙区	8,041人
御坊市選挙区	6,681人
田辺市選挙区	21,134人
新宮市選挙区	8,260人
紀の川市選挙区	17,864人
岩出市選挙区	14,821人
伊都郡選挙区	7,087人
有田郡選挙区	12,937人
日高郡選挙区	14,690人
西牟婁郡選挙区	11,773人
東牟婁郡選挙区	11,104人



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

- 21 参議院議員通常選挙における選挙長及びその職務代理者並びに和歌山県選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名 1
- 22 投票用紙の様式 1
- 23 選挙長等にする届出の受理場所 4
- 24 選挙公報に掲載する掲載文等の紙面の大きさ 4
- 25 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等 4
- 26 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等 4
- 27 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等名称等掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所等 4
- 28 選挙会等の場所等 5
- 29 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額 5

○ 選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等 5

○ 選挙分会長告示

- 1 選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所等 5

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及びその職務代理者並びに和歌山県選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

区分	氏名	住所
和歌山県選挙区選挙長	森正樹	和歌山市関戸一丁目2番27号
和歌山県選挙区選挙長職務代理者	廣谷行敏	和歌山市新堀東一丁目1番19号
和歌山県選挙分会長	下川俊樹	新宮市下田一丁目2番22号
和歌山県選挙分会長職務代理者	小濱孝夫	和歌山市鳴神493番地1

和歌山県選挙管理委員会告示第22号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

1 参议院和歌山県選挙区選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<p>令和元年執行 参议院和歌山県選挙区選出議員選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	和歌山県 選挙管理 委員会印
----------------------------------	---	----------------------

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<p>点字投票</p> <p>令和元年執行 参议院和歌山県選挙区選出議員選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	和歌山県 選挙管理 委員会印
----------------------------------	--	----------------------

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、クリーム色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

2 参议院比例代表選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

**令和元年執行
参议院比例代表選出議員選挙投票**

(注意)

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称若しくは略称を、欄内に一つ書くこともできること。

和歌山県
選挙管理
委員会印

**点字投票
令和元年執行
参议院比例代表選出議員選挙投票**

(注意)

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称若しくは略称を、欄内に一つ書くこともできること。

和歌山県
選挙管理
委員会印

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、白色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、選挙長及び和歌山県選挙分会長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

(令和元年7月4日については、和歌山県庁北別館2階大会議室)

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

令和元年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
 - (1) 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
 - (2) 日時 令和元年7月5日 午後5時30分
- 2 参議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
 - (2) 日時 令和元年7月5日 午後7時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第26号

令和元年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和元年7月4日 午後5時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和元年7月4日 午後7時

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県選挙区選挙会

- 1 場所 和歌山県庁本館4階正庁
- 2 日時 令和元年7月23日 午後2時30分

和歌山県選挙分会

- 1 場所 和歌山県庁本館4階正庁
- 2 日時 令和元年7月23日 午後3時

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

令和元年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は次のとおりである。

令和元年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

34,384,200円

選挙長告示**参議院和歌山県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号**

令和元年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和元年7月4日

参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
選挙長 森 正 樹

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和元年7月19日 午前11時

選挙分会長告示**参議院比例代表選出議員選挙和歌山県選挙分会長告示第1号**

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和元年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙
和歌山県選挙分会長 下 川 俊 樹

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和元年7月19日 午前11時30分



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙長告示

- 2 参議院和歌山県選挙区選出議員選挙の候補者の届出 1

選挙長告示

参議院和歌山県選挙区選出議員選挙選挙長告示第2号

令和元年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙の候補者として届出のあった者は、次のとおりである。

令和元年7月4日

参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
選挙長 森 正 樹

届出 受理 番号	届出の別	候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業	ウェブサイト 等のアドレス
1	本人届出	ふじいみきお	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野360番地	昭和35年11月4日 (満58歳)	無所属	弁護士	http://www.mickyfujii.net
2	本人届出	せこう ^{ひろしげ} 弘成	和歌山県新宮市新宮3560番地の5 ハイツT4階401号	昭和37年11月9日 (満56歳)	自由民主党	参議院議員	https://sekohiroshige.jp



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

36 参議院和歌山県選挙区選出議員選挙における当選人の住所等 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

令和元年7月21日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和元年7月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

住 所

氏 名

和歌山県新宮市新宮3560番地の5 ハイッT4階401号 世耕弘成